

知財活用支援事業

2014年2月28日



文部科学省

科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課
大学技術移転推進室専門官
鷺崎 亮

グローバルに。
オールジャパンで。

大学やTLO等と連携し
Win-Winの関係に

JSTがハブとなり
実用化に向けた取組を加速

国策上重要な知財

大学等の研究成果を
実用化につなげる

解決したい問題（国）

「大学等の研究成果でも、知的財産の権利者が一元化されていないものやその時点で技術の不確実性が高いものについては、TL0・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の民間組織や企業等の参画が得られないケースがある。そのような場合であって、グローバルビジネスにより我が国の経済成長を増進させる可能性のある研究成果については、公的機関、例えば独立行政法人科学技術振興機構(JST)に知的財産を集約し活用を図る仕組みが、大学等の選択肢として存在することが必要である。」

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会 大学等知財検討作業部会
「イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策(中間取りまとめ)」(平成25年10月11日)

大学等では、

- 1) 特許の取得・維持・強化のための**資金が不足**
- 2) 知財の**活用段階での支援**が欲しい
- 3) 大学等**単独での活動には限界**もある



H26年度 知財活用支援事業

知財活用支援事業

平成26年度予定額 : 2,997 百万円
 (平成25年度予算額 : 2,660 百万円)
 ※運営費交付金中の推計額

概要

全国の大学等に散逸して存在する知財を、JSTが一元的に集約・管理し、特許群やパッケージ化を推進することで、大学等から生まれた発明の活用を国内外で促進させ、わが国の大学全体のライセンス収入の向上を図る事業。大学保有特許の価値向上や大学等の研究成果の技術移転活動、知的財産活動に対する専門的な支援も実施する。

現状認識・課題

「科学技術イノベーション総合戦略」(2013年6月7日閣議決定)
 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出
 3. 重点的取組(9) 国際標準化・知的財産戦略の強化
 ・イノベーションの創出のためには、研究開発に着手する当初から、将来的な国際標準化や知的財産の取扱いを見据えた戦略的な取組を推進することが必要である。また世界的に成長が期待され、我が国が優位性を発揮できる新たな産業分野について、国として共通基盤となる科学技術の確立を図るとともに、国際標準化を含む知的財産マネジメントに関する戦略的な取組が必要となる。
 ・科学技術イノベーションによって経済社会の課題を解決する取組において、国際標準化や知的財産の取扱いに関する取組を戦略的に推進

重要知財集約活用制度 (新規) NEW

全国の大学に散逸して存在する知財のうち、国策上重要な知財をJSTが一元的に集約・管理し、活用を図る新制度。特に重要な知財に対して、スーパーハイウェイを適用して基本特許の権利を強化し、特許群や特許パッケージとして構築して活用を促進する。ライセンス収入は、発明者の所属機関に実施補償金として還元する。



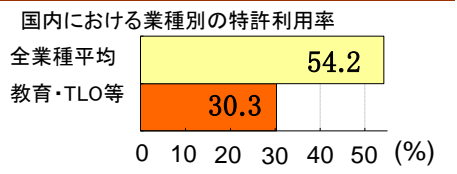
産業界・国内外企業
 世界で活用促進

出願後の活用支援が喫緊の課題

外国特許出願支援制度の利用大学に対するアンケート結果(2011年度利用大学対象)

大学が支援を必要とする段階	割合
① [研究]～[発明]	17.5%
② [発明]～[発明届]	14.0%
③ [発明届]～[評価]	33.3%
④ [評価]～[国内出願]	15.8%
⑤ [国内出願]～[外国出願]	42.1%
⑥ [外国出願]～[活用へ]	64.9%

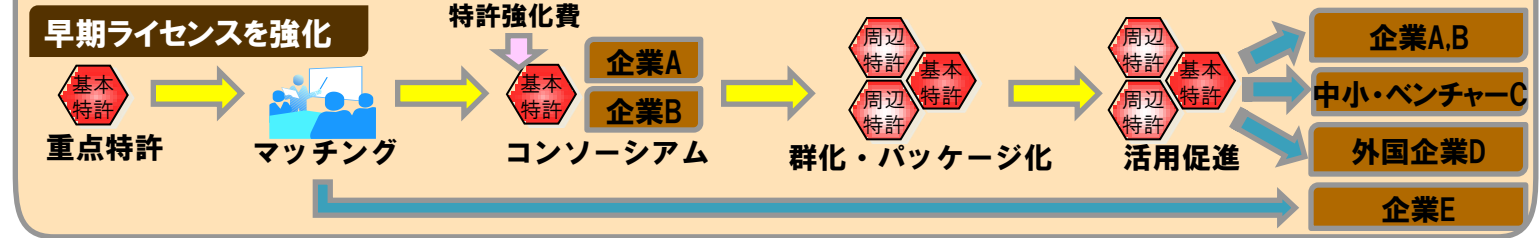
大学等の特許の利用率の向上が課題



出典:特許庁「特許行政年次報告書2012年度版」

<スーパーハイウェイ> NEW

国際競争の中で生き残り、経済再生を果たしていく上で重要と考えられる基本特許を集約し、特許強化費を重点的に投入することで、早期の活用を図る新制度。大学と企業が早期にマッチングしてコンソーシアムを形成し、JSTは基本特許の発明者の所属機関等に対して試験研究や試作品製作等を委託して特許を強化し、群化・パッケージ化を推進する。本重点特許については、わが国の産業競争力の強化を図るため、海外に新たに活用人材を置き、世界中で活用を促進する。(単価1800万円×10課題程度、活用人材の増強)



研究成果展開のための環境整備

- 産学の機関連携促進
 - ・ワンストップ相談窓口
 - ・マッチングの場の提供(大学見本市、新技術説明会)
- 技術移転目利き人材育成
 - ・大学等の技術移転従事者への研修会開催

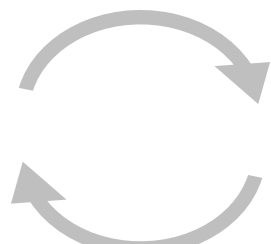
大学保有特許の活用促進

・大学が権利を保有する特許のうち、イノベーションを生み出す可能性の高い優れた発明を発掘等により採択し、権利強化を促進する。(知財活用促進ハイウェイ)

H26年度 新スキームの概要

大学等

①重要知財の集約



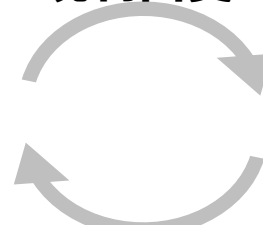
一時金 &
対価の一部

JST

②産業界からのニーズ
も踏まえ、知財をパッ
ッケージ化



③ライセンス・
現物出資



対価

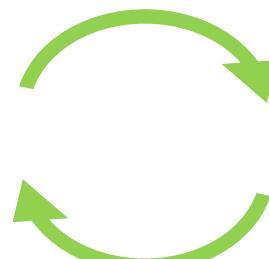
国内外企業
大学等発ベンチャー



・ライセンスの委託
・情報提供／提携



ライセンス



対価の一部
(JST経由)

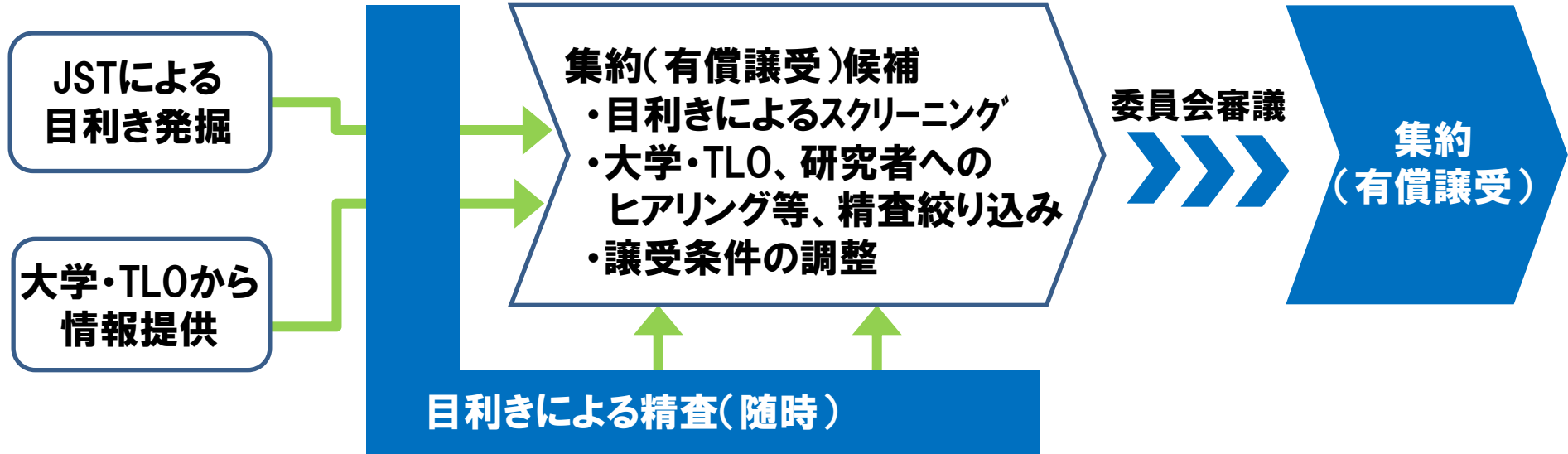
関係の深い企業
地元企業



知財譲受(案)

産業界からのニーズも踏まえて集約を推進

【集約する対象特許】



【大学保有特許】



知財譲受(案) (集約方針)

- 大学等が単独で保有する特許が対象。共有であっても特許権者(企業等を含む)の同意が得られたものは個別対応
- 出願前、出願中、登録後いずれのフェーズであっても国策上重要と考えられる特許が対象(出願前や出願中であれば、JSTと共同出願や名義変更を行うことが可能)
- JSTへの部分譲渡、全部譲渡、サブライセンス権の設定、のいずれかを大学が選択(部分譲渡の場合、持ち分比率はJST 9:大学等1)
- 譲受の対価は、大学等が当該特許の取得に要した実費相当額(一時金)及び実施料収入の配分による
- 実施料は、JST持ち分より一定割合を控除した上で大学等に還元

スーパーハイウェイ(案)

集約した特許のうち、特に重要な基本特許(重点特許)について、産業界の意見を取り入れつつ、大学等に特許強化費を重点的に投入して権利を補強・強化し、特許群化・パッケージ化を推進。

【概要】

- ・試験研究費等：1,800万円程度／件(課題による)
- ・試験研究期間：2年度
- ・採択予定件数：10件程度
- ・委託先：大学等
- ・新権利の帰属：特許群化・パッケージ化を推進する観点で帰属先を決定
- ・原権利、新権利の取扱い：
原則通常実施権での許諾
早期活用が見込める場合はオプション契約、優先実施等を協議

特許強化

外国特許
出願支援

マッチング

集約